

大口町告示第 124 号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の町道路線を廃止する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部建設農政課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月30日

大口町長 酒 井 鎧

路線番号	路線名	起 点	終 点
9 3 2	町道外坪 32 号線	外坪一丁目 40 番地先	外坪一丁目 31 番地先

町道路線廃止位置図

外坪一丁目地内 (1/2, 500)

